

委託業務仕様書

1. 業務名 農業関連公共用地除草業務委託
2. 業務場所 豊橋市神野新田町地内
土地の所在・除草面積及び案内図（別紙1参照）
3. 業務内容 (1) 機械刈り（肩掛式も可）
(2) 刈り草の搬出
(3) 写真撮影
(4) 資源化センターにおける刈り草の処分
(5) 各回における業務実施報告書の提出
4. 留意事項 (1) 周辺の養魚池に枯れ草が飛散しないこと。
(2) 近隣の太陽光施設に石等が飛散しないこと。
(3) 付近の道路が狭いので他の交通の支障にならないこと
(4) 別紙1 図面番号1については、水路を跨ぐ必要があるため、敷地内へ進入する際に必要な措置等を講じて作業を行うこと。
(5) 除草を行う時期については、別紙1のとおりとする。
ただし、草の繁茂状況を確認しながら実施することとし、必要に応じて協議の上、変更できるものとする。
(6) 刈り草の処分費については実績に応じて支払うこととし、第3回の支払い時に精算する。
想定投入料金 金60,000円
(7) 資源化センターへの投入に当たり、廃棄物対策課にて事業系一般廃棄物の投入許可をとること。
(8) 資源化センターへの投入に当たり、発注者が発行する廃棄物区分申添書を提出すること。
(9) 業務実施報告書には資源化センター計量伝票の写しを添付すること。
(10) 受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアル（例：近畿地方整備局 肩掛け式草刈機の安全対策マニュアル（案））による安全教育を実施すること。

- (11) 刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成12年2月16日付け基発第66号「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発注者から指示を受けた場合は、修了証を提示すること。
- (12) 前項の講習が受講できない場合は、発注者が同等と認める安全教育※を実施し、報告すること。
- (13) 除草作業を行う場合、現場を管理する作業責任者を常駐させること。また、作業責任者との連絡方法を発注者に報告すること。
- (14) 作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、監督員から指示を受けた場合、速やかに提出すること。
- (15) 除草作業の際には、周辺の施設、車両、通行者及び住民に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。
- (16) 建設工事保険等の加入について
 - ・ 保険期間は着手日から完了検査の合格の日までとする。
 - ・ 保険の種類は請負業者賠償責任保険（賠償責任の特約があるものを含む）とし、保険金受取人は受託者とする。
 - ・ 保険契約後は証券の写しを提出すること。

※ 「発注者が同等と認める安全教育」とは、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講したものが、刈払機を使用する者に対して同等の安全教育を行うことをいう。